

令和2年度観光デジタルコンテンツ作成業務選定基準

1 審査の方法

- (1) 提出された作成業務企画書に対して審査する。
- (2) 各選定委員は、次項に定める審査項目について採点する。
- (3) 各委員の採点結果により、採点結果一覧表が作成される。
- (4) 選定委員会は、採点結果一覧表により審議し、随意契約の相手方となる候補者を選定する。

2 企画提案内容の審査評価項目（100点満点）

区分	評価項目	配点
1 業務企画書		
(1) デジタルコンテンツ作成による観光誘客促進	・掲載する記事のテーマ、ターゲットは、取材する地域、食材等の魅力を高め、理解が深まる内容か。また、期待される誘客効果は一過性のものとならないか。	30
	・著名人等の起用により、記事の訴求力強化が見込めるか。	20
	・デジタルコンテンツの構成、レイアウトは適切か。	10
(2) その他追加提案	・提案による効果が期待できるか。	10
2 業務計画等		
(1) 実施体制	・事業の目的を達成するために、十分な人員体制を有し、委託期間中、確実に事業を実施できる体制となっているか。	10
(2) 実施スケジュール	・スケジュールは妥当かつ的確か。	10
(3) 業務実績	・本事業に類する事業に対し、十分な実績を有しており、その知識、ノウハウ、経験等を当事業に活かされることが期待できるか。	5
(4) 見積書	・見積書の項目や内訳は妥当な積算か。	5
計		100